

## 令和7年度の自治基本条例の推進に係る取組結果

茅ヶ崎市における自治の更なる推進を図るため、令和7年3月に「茅ヶ崎市自治基本条例の検証結果と講ずる措置(以下「講ずる措置」という。)を作成し、条例の定着と安定的な運用を目指しています。

講ずる措置に基づき、各課かいにおける取組状況を把握し、条例の趣旨を踏まえた業務の振り返りを行い、今後の市政運営の改善をすることを目的として、

- 講ずる措置に掲げた取組の「条文に規定された事項を推進するための取組」の取組状況の確認及び「取組の状況」の更新
- 市政運営の基本原則(説明責任、情報共有、市民参加)の徹底に係る各課かいの取組状況の確認を行いました。

取組状況の確認は、毎年度実施し、次年度の取組につなげるとともに、条例第30条に基づく4年ごとの自治基本条例の検証において、自治の推進に適合したものであるかを検証する際に活用します。

また、職員一人一人が、条例の意義、職員の心構え等について考え、市政運営の基本原則である市民参加や情報共有、説明責任等の重要性を理解するとともに、条例の理念を踏まえ日々の業務を遂行するという意識を高めることを目的に、自治基本条例職員研修を実施しました。

令和7年度に実施したこれらの取組状況の結果について、報告します。

### 1 「市政運営の基本原則」を踏まえた取組状況の確認結果について

講ずる措置に掲げる「市政運営の基本原則」を踏まえた取組について、全課かいを対象に確認を行いました。

#### (1) 照会・回答期間

令和8年3月13日から同年3月27日まで

#### (2) 実施した取組結果と課題及び改善策

「市政運営の基本原則」を踏まえた取組状況の結果については、参考資料1のとおりです。「市政運営の基本原則」を踏まえた取組については、全97課かいで市政運営の基本原則を踏まえた取組が行われていることを確認しました。また、多くの課かいで課題に対する改善策を掲げ、業務改善に取り組んでいることを確認しました。

### 2 「講ずる措置に掲げた取組」の確認について

講ずる措置に掲げる「条文に規定された事項を推進するための取組」について、令和7年3月3日より市ホームページ内(市政情報>自治基本条例>茅ヶ崎市自治基本条例を推進するため

の取組)の条文に規定された事項を推進するための取組にリンクを貼っているページについて、令和7年度の実績が出るものについては、内容を更新していただいております。

**(1) 照会・回答期間**

令和8年3月13日から同年3月27日まで(回答期間は、随時)

**3 令和7年度全職員研修結果について**

自治基本条例の定着と安定的な運用を目指すため、毎年度継続的に自治基本条例に関する全職員研修を実施しています。

**(1) 受講対象者**

全職員(療休、産休、育休等の職員及び会計年度任用職員を除く)

**(2) 受講期間**

令和8年2月17日から令和8年3月6日まで

**(3) 内容及び実施結果**

自治基本条例に関する研修資料を各職員が一読後、確認テストを実施しました。確認テストの設問は、参考資料2のとおり、条例や講ずる措置に関するものとなっています。

受講対象者数は2,193名、回答者数は2,136名、全問正解者数は1,858名で、回答者数に対する全問正解者数は、86.99%となりました。